

平成31年110番の広報用ポスター募集要領

1 趣旨

秋田県警察では、県民が身近に不安を感じる犯罪や交通事故の発生を抑止して、安全で安心な街づくりを実現するため各種施策を推進しており、110番通報は事件・事故等に遭遇した際、警察への緊急通報として有効な手段です。

そこで警察では、1月10日を「110番の日」と定め、110番通報制度の正しい利用を目的として各種イベントを実施しているところであり、平成31年の「110番の日」等に使用する広報用ポスターを募集するものです。

2 主催者

秋田県警察本部通信指令課

3 募集作品及び応募方法

- (1) 写真、イラスト、デザイン、絵画や版画等を使って趣旨に沿った内容のポスターを募集します。
- (2) 作品の中に、応募者等個人名（又は団体名）は記載しないで下さい。
- (3) 未発表又は発表予定のない自作品とします。
- (4) 募集作品及びデータの受付は、秋田県警察本部生活安全部通信指令課又は管轄する警察署地域課で行います。
あらかじめ連絡を頂ければ、職員を派遣し受領することも可能です。

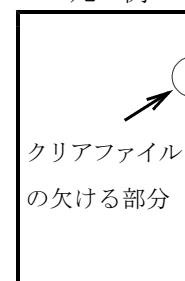
4 募集期間

平成30年6月1日(金)から同年8月31日(金)まで

5 応募条件

- (1) 応募作品は「縦長」とします。
- (2) 応募点数に制限はありませんが、それぞれの作品に必要な事項を記入した応募用紙を添付し、応募して下さい。
なお、応募作品をパソコンで描いた場合は、電子データ（CD-ROM等）を一緒に提出して下さい。
- (3) 用紙は、A2サイズとします。
- (4) 入賞作品をクリアファイルに縮小印刷します。
※ クリアファイルのめくり部分が欠けるため、概ね右側の上から18cmから23cm、幅3cmには背景以外の重要な部位が入らないようにして下さい。
- (5) 場所・色等は指定しませんが『秋田県警察本部』の文字を作品に挿入して下さい。その他の挿入文字は自由とします。
- (6) パソコンで作成した場合、保存形式（作成ソフト名）、解像度等を明示して下さい。

凡 例



(7) 作品は折り曲げず、梱包をするなどして下さい。

6 作品の取扱い

- (1) 応募作品、データについては、相当期間経過後返却します。
- (2) 応募作品は、秋田県警察における各種イベント会場に展示します。
- (3) 入賞作品に関わる著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）その他知的財産権は、入賞をもって主催者にすべて譲渡されることとします。
- (4) 入賞作品のデザイン及び色彩は、加工の際、主催者において一部を修正、補正する場合があるほか、場合によっては応募者に修正をお願いすることがあります。

7 作品内容の制限

作品内容が以下に該当すると主催者が判断した場合には、通知等を行わず選考対象外とします。

- (1) 公序良俗に反し、又は反する恐れがあるもの
- (2) 第三者の著作権、肖像権その他権利を侵害し、又は侵害する恐れのあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷し又は犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れがあるもの
- (4) 法令等に違反し犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れがあるもの
- (5) 本イベントの趣旨等に合わない主催者が判断したもの
- (6) 応募作品の中に意図的に応募者等個人（又は団体）が断定できるデザインが組み込まれているもの
- (7) 本イベントの適正な運営を妨げるもの、又はその恐れのあるもの
- (8) 作品データが判読不能なもの

8 個人情報等について

- (1) 応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査等に使用します。
- (2) 入賞者の発表、作品の掲示等による個人情報の取扱いは、応募用紙に記入した範囲で開示することとしますので、ご了承の上、ご応募下さい。
- (3) 応募作品の著作物は応募者本人が著作権を有し、事前に使用許諾を得たものであることとします。
- (4) 応募作品の著作権等について第三者から異議申立て、苦情等が生じた場合、主催者は一切の責任を負わず費用負担などを含め応募者がすべて対処することとします。

9 優秀作品の発表

9月下旬の審査会で優秀作品を決定します。

優秀作品の応募者には、賞状及び記念品を贈呈するとともに、応募用紙に記入した範囲内で県警ホームページに掲示します。

【お問い合わせ先】

秋田県警察本部生活安全部通信指令課

018-863-1111(内)3614

応 募 用 紙

作品タイトル	
学 校 名 等 (学 年 等)	
応 募 者 氏 名	
備 考	※ 保存形式 (作成ソフト名)、解像度等